区民委員会報告資料

令和８年１１月１１日

報告事項件名　　頁

１　六町四丁目付近土地区画整理事業施行区域内における住居表示再整備と
それに伴う説明会の実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（区　民　部）

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１１日

件　　名	**六町四丁目付近土地区画整理事業施行区域内における住居表示再整備とそれに伴う説明会の実施について**
所管部課名	区民部戸籍住民課
内　　容	六町四丁目付近土地区画整理事業（都施行）により、**移転・再築されなかった既存家屋**について、換地処分後に新街区に合わせた新しい住居表示への変更（住居表示の再整備）が必要となった。 これに伴う手続き等について、対象世帯向けの説明会を実施するので報告する。 **１　住居表示の再整備対象地域および対象世帯数** （１）対象地域 六町一丁目・二丁目・三丁目、西加平一丁目、南花畑一丁目 （２）対象家屋 移転・再築されなかった、住居表示が変更となる既存家屋 （３）対象世帯数 ２０世帯　（内訳　一般世帯１７　民間法人２　寺社１）  ：区画整理事業の範囲 （４）実施日　令和９年２月予定 **２　対象世帯向け説明会** （１）日時　　令和８年１１月１６日（月）午後７時～ （２）会場　　保塚地域学習センター

（３）説明内容

ア　住居表示再整備の内容および告示（令和９年２月予定）について

イ　住所変更手続きの依頼について（令和９年２月に正式通知する）

（ア）区が変更手続きを行うもの

住民票、印鑑登録、戸籍の附票、選挙人名簿　等

（イ）ご自身で変更手続きをしていただくもの

土地・建物登記記録の登記名義人住所変更、運転免許証、自動車登録証、金融機関、勤務先関係等の住所変更手続き　等

（ウ）新しい町名・住居番号表示板の取り付けについて（令和９年３月予定）

（４）欠席世帯については、訪問のうえ個別説明を行う

３　今後のスケジュール

時期（予定）	実　施　内　容	実施機関等
令和９年 ２月	換地処分公告	東京都
２月	対象建物について、換地処分公告にあわせて新しい住居表示に変更する告示を行う	区
２月	対象世帯について、新しい住居表示による住所変更を行う	区
２月以降	対象世帯に属する方の運転免許証等の住所変更手続き	対象者
３月	対象建物について、町名・住居番号表示板の取り付け	区

４　今後の方針

（１）関係する六町町会、六町二丁目町会、六町三丁目町会、堺田町会、花保町会、西加平町会に情報提供を行う。

（２）六町一丁目、西加平一丁目・二丁目の一部において、土地区画の変更に伴い町区域が変更となる。このことについて、第４回定例会に議案を上程予定。